

網・わなを使用して狩猟される皆様へ（お願い）

近年、全国的にくくりわな猟に伴う事故が増加しており、安全対策の強化が求められています。

また、当センターには、不適正なわな猟に関する情報提供が、数度にわたり寄せられています。

狩猟事故を防止するためには、基本的なルールを守ることが極めて重要です。法令を遵守し、安全な狩猟を行ってくださるようお願いいたします。

御不明な点がありましたら、裏面の担当までお問合せ願います。

※ 以下、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を「法」といい、同法施行規則を「規則」という。

特に注意していただきたいこと

1 猟具への標識の表示（法第 62 条、規則第 70 条）

事故時等すぐに設置者に連絡をとれるようにするため、網・わなの猟具には、見やすい場所に住所、氏名、登録知事名、登録年度、登録番号等を記載した標識を表示してください。

- ✓ 文字の大きさは、縦 1 cm×横 1 cm以上とすること
- ✓ 標識は金属製又はプラスチック製のものを使用すること
- ✓ 標識は猟具ごとに分かるように明確に表示すること

<標識作成例> ※設置者本人の内容に修正してから使用してください

登録番号	4	花	保	セ	第	1	1	9	9	9	号	
知事名	岩	手	県	知	事		達	増		拓	也	
登録年度	令	和	4	年	度							
氏名	花	巻		太	郎							
住所	花	巻	市	花	城	町	1	-	4	1		
	花	巻	保	健	福	祉	環	境	セ	ン	タ	ー
電話番号	0	1	9	8	-	4	1	-	5	4	0	5

1 cm以上
1 cm以上

2 わなの設置個数及び見回り（法第 12 条第 1 項第 3 号）

同時に 31 以上のわなを使用する方法は禁止されていますので、錯誤捕獲、乱獲、その他事故を防止するため、わなは自分で管理できる場所に、管理できる個数内で設置してください。また、頻繁に見回りを行うようお願いします。

- ✓ 狩猟で同時に設置できるわなの数は、最大 30 個であること
- ✓ 鳥類、ツキノワグマ等はわなを使用して捕獲することができないこと

3 禁止猟法（法第 12 条、法第 36 条、規則第 10 条及び第 45 条） 及び狩猟が禁止されている場所（法第 11 条第 1 項、規則第 8 条）

法令をよく確認し、危険又は鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止されている猟法は行わないでください。事故等を防止するため、狩猟が禁止されている場所での狩猟は行ってはなりません。特に、「公道」に関しては、以下の事項に注意してください。

- ✓ 捕獲した鳥獣が公道にはみ出す場合は公道での捕獲とみなされること
- ✓ 公道には、林道、農道等も含まれること

4 その他

この他にも、さまざまな規定がありますので、狩猟事故防止研修会の際にお配りした資料をあらためて御確認ください。

【担当】 岩手県南広域振興局保健福祉環境部
花巻保健福祉環境センター環境衛生課
TEL 0198-41-5405 FAX 0198-24-9240